## 令和6年

# 舞鶴市議会3月定例会議案

第41号議案~第43号議案(追加)

### 提 出 議 案 一 覧 表

議案	番号	件名	掲載頁
第 41 号	議案	教育長の任命について	1
第 42 号	·議案	固定資産評価員の選任について	3
第 43 号	議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6

### 第41号議案

教育長の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により議会の 同意を求める。

記

### 廣瀬 直樹

令和6年3月27日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

### 提案理由

教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第 1項の規定により提案する。 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 抜 粋

(任命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項 略)

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(第5項 略)

(任期)

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育 長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

### 第42号議案

固定資産評価員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

### 福田豊明

令和6年3月27日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

### 提案理由

固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により提案 する。

### 参 考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価員の設置)

- 第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
- 3 2 以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によって協 同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この 場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。
- 4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

(固定資産評価員の兼職禁止等)

- 第406条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。
  - (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
  - (2) 農業委員会の委員
  - (3) 固定資産評価審査委員会の委員
- 2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

- 第407条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分 の日から2年を経過しない者
- (5) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号) 抜 粋 (法第 407 条第 5 号の者)

第 15 条の 6 の 3 法第 407 条第 5 号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

### 第 43 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

## 迫 田 政 之

令和6年3月27日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

### 提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項 の規定により提案する。 参考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

- 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため に、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。
- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務が ある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町 村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項以下略)

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため、舞鶴市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。